

## メリットその2:現場での対策措置の円滑化(1)

<p>汚染されていない要措置区域等と近接する場所に基準不適合土壌を一時保管する場合、自主的に区域指定の申請を行う。</p>	
<p>概要</p>	<p>以下の2つの対策を行う場合、基準不適合土壌を移動させるため土壌汚染が拡散する可能性があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場内で基準不適合土壌を浄化する場合</li> <li>・ 遮水工封じ込め、不溶化埋め戻し、土壌入換えにおいて汚染されていない場所に基準不適合土壌を一時保管する場合</li> </ul> <p>そこで、汚染拡散の可能性のある範囲を自主的に区域指定の申請を行うことにより、<u>汚染の管理を適切に行い、周辺への汚染拡散に配慮した対策を実施することができます。</u></p>
<p>具体的には</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>新たに指定の申請</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>一時保管されている土壌</p> </div> </div> <p>■ 法第3条、法第4条、法第5条又は法第14条の土壌汚染状況調査により、要措置区域等に指定された単位区画</p> <p>▨ 法第14条申請により新たに要措置区域等に指定された単位区画</p> <p>※ この場合、自主的な申請をする区画については、要措置区域等の指定に係る物質についてのみ自主的な申請をすることが可能です。</p>
<p>留意点</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 汚染されていない区域を指定しますが、汚染されている場合と同様に、形質の変更や外部搬出に制約条件があることに留意する必要があります。</li> <li>② 汚染されていない区域を指定し、工事終了後に当該区域を解除する際、所定の調査が必要となります。調査の結果、汚染が見つかった場合は区域の指定は解除されません。</li> <li>③ 要措置区域等の指定を解除したい場合には、封じ込め等に比べて対策費用が高い掘削除去や原位置浄化等の汚染の除去が必要となります。</li> </ol>

## メリットその2:現場での対策措置の円滑化(2)

<p>複数の飛び地で存在する要措置区域等を包括して封じ込めを行う場合に自主的に区域指定の申請を行う。</p>	
<p>概要</p>	<p>土壌汚染対策の対象となる要措置区域等が複数の飛び地で存在する場合、それぞれの要措置区域等を個別に封じこめると結果として非効率な措置となります。そこで、土壌汚染のないことを確認した区画も含めて包括的に自主的に区域指定の申請をすることにより、<u>効率的な対策を実施することができます。</u></p>
<p>具体的には</p>	<div style="text-align: center;"> </div> <p> <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #808080; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 法第3条、法第4条、法第5条又は法第14条の土壌汚染状況調査により、要措置区域等に指定された単位区画         </p> <p> <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background: repeating-linear-gradient(45deg, transparent, transparent 2px, black 2px, black 4px); border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 法第14条申請により新たに要措置区域等に指定された単位区画         </p> <p>※ この場合、自主的な申請をする区画については、要措置区域等の指定に係る物質についてのみ自主的な申請をすることが可能です。</p>
<p>留意点</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 汚染されていない区域を指定しますが、汚染されている場合と同様に、形質の変更や外部搬出に制約条件があることに留意する必要があります。</li> <li>② 汚染されていない区域を指定し、工事終了後に当該区域を解除する際、所定の調査が必要となります。調査の結果、汚染が見つかった場合は区域の指定は解除されません。</li> <li>③ 要措置区域等の指定を解除したい場合には、封じ込め等に比べて対策費用が高い掘削除去や原位置浄化等の汚染の除去が必要となります。</li> </ol>

## メリットその2:現場での対策措置の円滑化(3)

<p>地下水汚染の拡大の防止等、要措置区域等から離れた位置で措置を実施する場合に自主的に区域指定の申請を行う。</p>	
<p>概要</p>	<p>地下水汚染の拡大の防止の措置を講ずる場合、揚水施設や透過性地下浄化壁を要措置区域外に設置する時は、地下水により汚染が拡散することが考えられます。そこで、このような範囲を自主的に区域指定の申請をすることにより、<u>汚染の管理を適切に行い、周辺への汚染の拡散に配慮した対策を実施できます。</u></p>
<p>具体的には</p>	<div style="text-align: center;"> <p>透過性地下浄化壁</p> <p>敷地境界</p> <p>地下水の流向</p> <p>■ 法第3条、法第4条、法第5条又は法第14条の土壤汚染状況調査により、要措置区域等に指定された範囲</p> <p>▨ 法第14条申請により新たに要措置区域等に指定された範囲</p> </div> <p>※ この場合、自主的な申請をする区画については、要措置区域等の指定に係る物質についてのみ自主的な申請をすることが可能です。</p>
<p>留意点</p>	<p>① 汚染されていない区域を指定しますが、汚染されている場合と同様に、形質の変更や外部搬出に制約条件があることに留意する必要があります。</p> <p>② 浄化の過程で汚染される可能性のある場所を区域に指定した場合、工事終了後に当該区域を解除する際、所定の調査が必要となります。調査の結果、汚染が見つかった場合は区域の指定は解除されません。</p> <p>③ 要措置区域等の指定を解除したい場合には、封じ込め等比べて対策費用が高い掘削除去や原位置浄化等の汚染の除去が必要となります。</p>